

中央教育委員会会議録の紹介

福地 洋子 †

はじめに

- 1 中央教育委員会の組織
- 2 会議録の概要
 - 2-1 教育法規
 - 2-2 教育予算
 - 2-3 地方の教育状況
 - 2-4 教育課程
 - 2-5 教職員
 - 2-6 社会教育
- 3 会議録の意義

おわりに

【付録】中央教育委員会の職務（教育委員会法）

はじめに

今回本稿で紹介する中央教育委員会の会議録（以下「会議録」）は、琉球政府において組織された中央教育委員会の教育政策策定に関する記録である。公文書において、審議や会議の記録は、組織の政策決定を示す文書として重要な資料である。政策決定を担う上位機関であれば、その重要度はさらに高くなる。中央教育委員会は、琉球政府の教育政策や方針を審議し、決定を担う組織であった。

会議録は、沖縄県教育庁及び沖縄県立図書館より平成 18、19 年度に引き渡され、現在、平成 20 年 3 月公開に向けて整理作業を進めている。本稿では、会議録の概要を紹介し、資料の活用への一助としたい。

1 中央教育委員会の組織

中央教育委員会は、琉球列島米国民政府（以下「USCAR」）から布令として公布された「琉球教育法」により、琉球政府設立とともに設置された¹。設立当初は、立法院の承認を得て行政主席が任命する 8 名の委員と立法院の文教委員会議長の計 9 名の委員で構成された。その後、1958 年に立法「教育委員会法」の成立により、中央教育委員会の設置根拠は布令から民立法によるものとなった。同時に、選出方法と人数も改正された。公選制が採用され、各地の教育区教育委員の間接選挙によって選ばれた 11 人の委員で構成する組織となった。

†ふくち ようこ 財団法人沖縄県文化振興会 公文書専門員

¹ 「琉球教育法」は、全 16 章 169 条からなっており中央教育委員会については、第 3 章に規定されていた。「琉球教育法」（1952 年 3 月 20 日 米国民政府布令 第 66 号）

中央教育委員会は、合議制で、文教局長の助言と推薦を得て、教育政策の策定や学校の認可、教育課程、予算など政府の教育政策を決定した（業務内容の詳細は、末頁の付録「中央教育委員会の職務」を参照）。中央教育委員会において最終決定される事務もあるが、予算案や立法案の決定権は立法院が持っていた。立法院において可決された予算案や法案は、行政主席の署名により公布されることになっていた。しかし、行政主席は、署名の前に高等弁務官の承認を得なければならなかった。従って、中央教育委員会における審議の段階から USCAR との調整が行われていた。実際、会議録には、文教局が中央教育委員会に対して行った USCAR 側との調整や報告が多く見られる。

2 会議録の概要

中央教育委員会会議録は、平成18年度に教育庁から受け入れた文書と平成19年度に沖縄県立図書館から受け入れた文書で構成される。文書は、会議録と会議案に分けて簿冊に編集されており、簿冊は文書保存箱で収められていた。教育庁からは79箱、県立図書館からは8箱受入れた。会議は、原則月1回開かれる定例会とその都度必要に応じて開かれる臨時会があり、全233回の会議のうち、会議案は20回分、会議録は3回分を除いて全て収められている。会議案及び会議録両方が欠けているのは、第8回のみで、設立から復帰による解散までほぼ完全な形で保存されている。

中央教育委員会は教育行政のあらゆる分野において決定権をもっており、会議録の内容も多岐にわたる。会議録の概要について、以下、教育法規、教育予算、地方の教育状況、学校教育、教職員、社会教育の主題別に紹介する。

2-1 教育法規

中央教育委員会の法規制定に関する文書は会議録の多くを占めている。なかでも、立法案審議の記録は、制定過程が分かる資料として興味深い。沖縄県教育委員会が編さんした「沖縄の戦後教育史」によると、立法案の送付を教育委員会が決定するまでに、事務局局である文教局は、行政主席の諮問機関である文教審議会や教育関係団体からの意見聴取とともに、USCARの教育部担当者と法令の条文の細部についてまで事前調整を行っていた²。

立法によっては、決定まで多くの時間を費やすものもあり、教育4法もその一つであった。教育4法は、教育法規の基礎となる「教育基本法」「学校教育法」「教育委員会法」「社会教育法」のことで、中央教育委員会では、1953年4月から1954年9月まで約1年半かけて審議が行われた。沖縄の教育法規は、布令「琉球教育法」が琉球政府設立前に公布されたが、民立法による教育法規の制定を求める声が強く、文教局では、政府設立当初から民立法による教育法規の草案作成が進められていた。

会議録の議題で経過をたどると、第7回会議（1953年2月）において立法案を作ることを決定する。そのなかで、立案の基本態度を「琉球の現状に鑑み教育運営に支障のない限り全面的に日本本土の教育法令に準拠する。」とした。第9回（1953年4月）から第11回（1953年7月）までは立法参考案研究、第10回（1953年6月）では、各法案の立法参考案基本方針を決定した。この基本方針の前文には、「全面的に日本本土の教育諸法律に準ずるようにした」「琉球の要請、財政の線に適合するようにつとめた」「日本の社会教育関係諸法規は教育委員会の管理運営外にあつて諸審議会にあるが琉球の現状に適合するため文教審議会が教育委員会に一元化したい」とある。最終的に、第26回（1954年9月）において、立法院への提出法案を決定した。

² 沖縄県教育委員会『沖縄の戦後教育史』（沖縄県教育委員会 1977）p.142

2-2 教育予算

教育予算に関する文書は、予算承認に関する審議、行政主席への予算に対する意見書、日本政府への国庫補助への要請書などがある。教育予算は、琉球政府の自主財源の他に、日本政府、米国政府の補助金で構成されていたが、日本政府の補助金は、当初琉球政府予算に組み込まれず、国費沖縄学生の援助や本土の大学や学校における沖縄教員の研修など直接日本本土で受ける援助を対象としていた。1962年度より正式に琉球政府予算に組み込まれた後は、日本政府の補助金は質、量ともに拡大強化され年とともに著しくなった。

会議録においても、1962年度以降、中央教育委員会が予算獲得に向けて「日本本土並み」を全面に打ち出していた動きが見られる。例えば、第134回会議において行政主席へ提出した予算要求に対する意見書「1966年度の一般歳出見積もりに関する行政主席の意見聴取による回答」（1965年4月）には、行政主席から提示された予算額では、「琉球の教育財政の水準は、本土にくらべて著しく低位にあり、これでは、日本国民の育成に支障を来すことは必至」とし、日本国民としての教育水準を確保するために、日本政府から日本の一県並みの財政補助を確保することを目標として掲げている。

また、1967年度より始まった教職員給与に対する半額国庫補助においても、中央教育委員会の動きがわかる。中央教育委員会は、日本の各県に適用されていた教職員給与に対する半額国庫補助制度を沖縄にも適用するよう日本政府に対して要請を行っており、第141回（1965年8月）会議において「日本政府の対沖縄教育援助に関する声明」、第144回（1965年10月）において「義務教育諸学校教職員給与費に対する日本政府の半額国庫援助に関する声明」を公表している。「義務教育諸学校教職員給与費に対する日本政府の半額国庫援助に関する声明」は、日米両政府との協議において、半額負担ではなく、日、米、琉それぞれ3分の1ずつ負担する案が提案されたため、中央教育委員会が日米両政府に対し半額負担の意義を訴えて再度要請を行ったものである。声明では、「義務教育諸学校教職員給与費の援助を要請した根本理由は、単なる財政的な援助を要請しているのではなく、本土における『義務教育国庫負担法』の精神を沖縄にも及ぼし、もって沖縄における本土との一体感のもとに推進」するためとしている。

2-3 地方の教育状況

地方の教育状況に関する文書は、委員による各教育区の視察、遠隔地に対する補助金交付算定基準、各地からの陳情書などがある。また、教育区からの許認可文書のなかで、教育区立学校の寄付金認可や教育区債の認可に添付される公聴会記録は、校舎の整備状況といったインフラの状況だけでなく、地域住民の教育に対する考えなどがわかる資料で興味深い³。

市町村の教育行政区は、各市町村と同じ行政区に設置された「教育区」があり、各教育区の学校を教育区委員会が所管していた。教育区は、各々の教育区職員の人事権及び財政権を持っており法人格が与えられていた。また、財政面において、教育区のエデュケーションの確保を目的として「教育税」制度が導入された。「教育税」は、地域の教育行政の独自性を促進するものと期待されたが、住民への負担増や都市部と遠隔地との間に教育費の格差拡大が問題となったため、1965年に廃止され、市町村税に統合されることとなった。会議録には、教育税の廃止及び市町村税への統合に至るまでの審議がある。第116回（1963年10月）会議においては、小委員会における教育税審議の経過報告と今後の課題に

³ 教育区債は「教育委員会法」によると、校舎建設や校地買収など学校施設の資金財源のために教育区の公聴会を経て起債されるものである。教育委員会法第49条（1958年1月10日 立法第2号）

関する記録がある。また、第122回の会議（1964年3月）においては、各教育区、沖縄教職員会及び学校長会など各教育団体から意見聴取を行っている。第130、131回の会議案には、最終的な立法案となった「教育委員会法の一部を改正する立法」が収められている。

2-4 学校教育

中央教育委員会は、委員会内に諮問機関として教育課程委員会を設置し、策定事務を行わせた。会議録には、小中高の教育課程の策定、教育課程に基づいて作成される学習指導要領に関する審議記録がある。教育課程は、日本の教育課程に準じて策定されていたが、沖縄独自の教育課程として、産業技術学校及び商業実務専門学校の教育課程がある。第145回（1965年11月）の会議録にこれらの学校の教育課程決定に関する記録がある。委員からの設置学科、教師陣の養成に関する質問に対し、文教局担当者は、「産業技術学校は、機械科、建築大工科、ラジオ・テレビ科を設置する。教師陣は、工業高校の教員を米国に派遣し研修させる。また、商業実務専門学校については、秘書科の英語教育の強化、教師陣のハワイへの派遣計画がある」と答弁している。これらの学校設立は、政策的にも財政的にもUSCARから強い後押しのもとで設立されたが、復帰に伴い本土法令の適用の問題から廃校か高等学校への移行となった。

2-5 教職員

教職員に関する文書は、教職員身分に関する事、特に教育区教職員の身分法を定めた教公2法案（「地方教育区公務員法」と「教育公務員特例法」）に関する審議記録が多い。教公2法は、教育区立教職員の生活保障を目的としていたが、同時に教職員の政治活動の制限、争議行為の禁止が含まれていたため沖縄教職員会が反対の立場を表明していた。法案は、2度目の法案が立法院定例議会で勧告されると、立法を阻止しようと教職員や民衆と警察との間に衝突が起こり、最終的に廃案となった。会議録には、1953年6月に行われた教公2法提案（第10回）から1966年5月の2度目の法案の立法院送付決定まで（第152回）の審議経過が収められている⁴。

教職員の身分や待遇の法制化は、教職員及び中央教育委員会双方にとって慎重を期する問題であった。教公2法案の他にも中央教育委員会への教育区の人事異動権の移譲について何度も審議されたが、教職員側の反対により実現しなかった。

対照的に、USCARは、中央教育委員会に対して教職員の身分の法制化を積極的に働きかけた。USCARは、1950年代前半から日本復帰運動に関わっていた教職員を、住民大衆に運動を普及拡大させる存在として、その影響力を警戒していた。会議録には、第14回会議（1954年1月）に出席したディフェンダーファー情報教育部長やハークネス教育課長の教職員の日本復帰運動に関する発言がある。ディフェンダーファー氏は、「教員と生徒が復帰運動に関わることは、運動を規制する法律をつくらなければならない」と警告に近い発言をしている。また、ハークネス氏も、委員に対して教員免許法早期立法を促し、「委員会が作成しないようであれば、布令でつくるしかない」「教員と生徒のある種の運動について話があったと思いますが、琉球政府からの免許規則が発行されると教員の処置もできる」と発言している⁵。

⁴ 「沖縄の戦後教育史」では、会議録を元に教公2法審議経過を追っている。『沖縄の戦後教育史』pp.183-220

⁵ 中央教育委員会は、1953年に本土法に準じた教育職員免許規則と施行令を作成したが、ハークネス氏が認めなかった。文教局は、再三ハークネス氏と調整したが、委員会とハークネス氏の考えにあまりに開きがあったため、このような発言が出たと考えられる。結局、USCARは布令「教員、校長及び教育長免許令」を公布した。

2-6 社会教育

1958年の社会教育法成立前までは、行政や政策上で社会教育の方針が立てられていた。第11回会議（1954年7月）には「1954年度社会教育目標」の審議記録がある。このなかで、委員から公民館の運営状況に関する質問に対し、文教局の担当者は、公民館の運営状況については、「法的根拠を持つ公民館はないが、町村が維持する公民館を政府が補助する状況であること、法的根拠として社会教育法立法が必要」という答弁を行っている。1958年の社会教育法成立により、教育区に対する補助に道が開けたものの、法令による区立公民館設置の動きは1970年までなかった。その他、成人学級の設置、教育区が行う社会教育に対する補助金、博物館、政府立図書館、青年の家など政府の社会教育施設の予算や寄贈、公民館運営に関する審議に関する文書がある。

3 会議録の意義

ここで、会議録の意義について考察したい。第1に、会議録は、沖縄県教育委員会が編さんした「沖縄の戦後教育史」をはじめとして、教育専門の研究者によって引用されている⁶。特に、「沖縄の戦後教育史」では、民立法による教育法規、教育権返還問題、教公2法に関することなど、教育行政全般に関する、一次資料として頻繁に引用されている。今回、公文書館は、中央教育委員会設立当初から解散までの会議録をほぼ完全な形で受入れることができた。今後、公開することにより、多くの人々の活用が期待される。

第2に、USCAR及び琉球政府の双方の資料が体系的に保存されたことである。米軍統治下の沖縄を検証する際は、米国側と琉球側双方の意志決定過程を見る必要がある。沖縄県公文書館は、米国側の資料として、米国国立公文書館より収集したUSCARの厚生教育局の文書を所蔵している。一方、琉球側の資料として、琉球政府の文教局文書を所蔵しているが、事務方が作成または収受した文書が中心だった。この文教局文書に、最終的な決定権者である中央教育委員会の文書を合わせて活用することによって、行政手続の過程を理解する上で役立つと思われる⁷。沖縄県の公文書保存を目的とする施設において、教育施策に関わった機関の記録が体系的に保存されることは、県民にとって大きな財産である。

おわりに

沖縄県公文書館では、審議会や調査会等の重要な議事に関する公文書を、保存対象の文書の一つで位置づけている⁸。今後我々が政策を検証する資料として、審議記録は重要な役目を果たす。

「教育委員会法」によれば、中央教育委員会の会議録は、文教局内に備え付けられており、閲覧は可能であった⁹。40年近い歳月を経て、現用の段階で住民に公開された資料が公文書館において再びほぼ完全な形で公開される段階を迎えることができ、改めて文書管理の重要性を実感しているところ

⁶ 玉城嗣久「アメリカの対沖縄社会教育政策—特に1950年代の法制の視点から—」『琉球大学教育学部紀要第27集第1部』（琉球大学教育学部 1984）、島袋哲「琉球教育法（布令第66号と165号）と教育税I（報告I）」『琉球大学教育学部紀要第22集第1部』（琉球大学教育学部 1978）

⁷ 文教局文書には、委員会の教育施策に関わった文教審議会の文書が含まれている。文教審議会は、学術、教育、文化に関する事項について諮問に答申する目的で、行政事務局組織法第5条に基づいて1953年6月23日に設置された。中央教育委員会からも、行政主席を通して、文教審議会に諮問することができた。文教審議会委員は、教育以外の分野の有識者で構成されており、中央教育委員会は、参考意見として諮問を行ったと推測される。文教審議会は復帰までに答申を20回行った。

⁸ 沖縄県公文書館公文書等管理規程第4条関係別表第2「沖縄県文書の選別基準」（沖縄県告示第593号 2006年8月30日）

⁹ 教育委員会法第127条

である。このような政策決定に関わった重要な組織の会議録は、残念ながら今のところ当館にほとんど引き渡されていない。琉球政府文書においても、行政主席の諮問機関や上位組織の審議記録が体系的に保存されている文書は少ない。今回の教育庁のケースのように、各部局の事務所で琉球政府時代の文書をいまだに持っていることも考えられるが、復帰から40年近く経過していることを考えると保存状態が懸念される。会議録の受入が、県職員に対して重要な文書の引渡への理解につながることを願う。

【付録】中央教育委員会の職務（教育委員会法より）

教育委員会法

第3編 中央教育委員会（抄）

第1章 組織（略）

第2章 選挙（略）

第3章 職務権限

（中央委員会の所管）¹⁰

第110条 中央委員会は、政府の設置する学校その他の教育機関を所管する。

（中央委員会の事務）

第111条 中央委員会は、政府の教育に関する事務を管理するために、文相局長の助言と推せんを得て、次に掲げる事務を行う。

- 1 教育政策を設定すること。
- 2 教育課程の基準を設定すること。
- 3 政府立の学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（以下「教育財産」という。）の取得、管理及び処分に関すること。
- 4 教育目的のための基本財産、特別基本財産及び積立金の管理に関すること。
- 5 文相局長の任免について、行政主席に推せん又は勧告すること。
- 6 文相局及び政府立の学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 7 文相局の部課、附属機関及び支分部局に関すること。
- 8 文相局長の提出する教育予算の見積を承認すること。
- 9 教育に関する立法案を行政主席に提出すること。
- 10 法令に基づく規則の制定又は改廃に関すること。
- 11 学校が使用する教科用図書目録を編集すること。
- 12 政府立の学校以外の学校の設置、廃止、移転の基準を定めること。
- 13 社会教育に関する基準に関すること。
- 14 教員及び児童生徒の身体検査の基準及び規則制定に関すること。
- 15 学校環境の衛生管理に関すること。
- 16 学校給食に関すること。
- 17 教育に関すること。
- 18 校長、教員その他の教育職員の研修に関すること。

（教育補助金の配分）

第112条 中央委員会は、政府立及び公立の学校の別なく教育の機会を平等にもたらすように各地方教育区に公平に政府補助金（以下「教育補助金」という。）の全割当額又は建築資金の割当額を適正に配分する責任を有する。

（教育補助金交付基準）

第113条 中央委員会は、前条に規定する教育補助金の交付の基準を定める場合は、児童、生徒及び教員数並びに各地方教育区の財政能力その他の合理的基準を考慮に入れなければならない。

（教科用図書目録の編集）

¹⁰ 同法第2条第2項以下、中央教育委員会を「中央委員会」としている。

第114条 中央委員会は、学校が使用する教科用図書を採択し又は地方委員会に推せんするために、文部省検定の図書のうちからそれらの図書目録を編集しなければならない。

2 前項の図書目録を編集するため、中央委員会に教科用図書目録編集委員会を置く。

3 前項の委員会の委員は、小学校、中学校、高等学校及び文教局の職員のうちから、文教局長の推せんにより中央委員会が任命する。

4 前項に規定する委員の任期は、3年をこえることはできない。

5 第2項に規定する委員会について必要な事項は、中央委員会が、これを定める。

(高等学校の移管)

第115条 中央委員会は、関係地方教育区と協議して、政府の設置する高等学校を地方教育区に、又は地方教育区の設置する高等学校を政府に移管することができる。

第4章 会議 (略)

第5章 財務 (略)